

令和8年度
外国人との共生社会の実現に向けた
地域課題解決等支援事業費補助金

募集要項

令和8年3月

栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課

1 補助金の概要

地域における外国人との共生社会の実現を図ることを目的に、日本人と外国人が同じ地域で共に暮らす上での課題やニーズの解決等に資する取組を行う団体に対し補助を行います。

なお、実施された補助事業はモデル的な取組として扱い、次年度以降、県において県内に広く周知し横展開を図ります。また、補助事業者においても同様に近隣地域へ広く周知等を行うことを期待します。

※本補助制度における「地域」の範囲は、市・町よりも小さい区域を想定しています。

2 補助対象事業

県内において行われる次のいずれかに該当する取組とします。

① 外国人住民の増加に伴い生じた地域課題の解決等を図る取組

課題例	取組例
<ul style="list-style-type: none">○ 外国人のごみ出しのルールが徹底されていない、深夜の騒音に困っている、近所付き合いをしておらず不安が広がっている○ 災害時に外国人をどう避難誘導すべきかわからない、日本人と外国人の避難所でのコミュニケーションが心配等	<ul style="list-style-type: none">○ 多言語のごみ分別カレンダー・オリエンテーション用冊子の作成、アウトリーチ型オリエンテーションの実施○ 外国人や外国人を雇用する企業を巻き込んだ地域における防災訓練の実施等

② 増加する外国人住民の活躍によって今日的な地域課題の解決等を図る取組

課題例	取組例
<ul style="list-style-type: none">○ 消防団や自主防災組織の担い手が少ない○ 地域活動への若者の参加率が低い、地域に活気がない 等	<ul style="list-style-type: none">○ 外国人の消防団加入促進のための多言語マニュアルの作成○ 自治会長を対象とした外国人との共生に関するセミナーの開催○ 外国人を雇用する企業と地域コミュニティが連携した相互理解のためのイベントの開催 等

3 補助事業の実施期間

交付決定日（5月上旬）から令和9年3月31日まで

4 補助対象者

次のいずれかとします。

① 市町

- ② 国際交流協会その他の法人又は行政機関、地域住民、企業等から構成される団体で、代表者の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有するもの

5 補助額

1つの取組につき、補助対象経費（合計額）の10分の10以内で30万円を上限とします。

6 補助対象経費

費目	例
謝金	講師、委員等謝金 等
印刷費	資料等印刷費 等
旅費	補助事業に要する職員旅費、講師・委員等旅費 等
通信費	郵送料、広告料 等
賃借料	会場、パソコン等借上げ費用 等
委託費	事業委託費、翻訳委託費 等
消耗品費	消耗品購入費 等 ※1つ当たり2万円以下のもの。
食糧費	研修会等での飲料水 等
補助金	市町を補助事業者とする間接補助金
その他	上記のほか、補助事業を実施するために特に必要と認められる経費

7 補助事業の決定

県において、次の項目ごとに5段階評価を行い、採択（内示額）・不採択を決定します。
 なお、採択は8件程度を予定しています。

評価項目	
適格性 具体性	本補助制度の趣旨に合致しているか（取組効果が「地域」に還元されるものであるか）、事業の目的・内容が具体的で実現可能性があるか
効果性 先進性	事業効果が高いか、モデル的な取組となり得るか
継続性 発展性	事業実施後も効果が継続するものであるか、後の展開につながる内容であるか
その他① （人材）	外国人との共生社会実現に資する地域の人材（キーパーソン）の確保・育成につながるものであるか
その他② （その他）	新規又は拡充の取組であるか

8 スケジュール

3月19日	募集開始
4月17日	応募書類の提出期限
4月下旬	採択（内示額）・不採択の決定（通知）、申請書類の提出
5月上旬	交付決定（通知）、補助事業開始 ※補助事業者が市町以外の場合には関係市町に交付決定状況を情報提供
10月31日	状況報告書類の提出
事業終了後	実績報告書類の提出、額の確定、補助金の請求、交付

9 提出書類

※応募書類は郵送及びメールにより、その他の提出書類は全てメールにより「II 問合せ先、提出書類送付先」に記載の送付先に提出してください。また、メールにより提出する提出書類は、個々の書類を1つのファイルにまとめたPDFのほか、各様式のWord・Excelファイルも提出してください。

(1) 応募書類（提出期限：令和8年4月17日（金））

- ① 応募申込書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 申請者が市町以外の場合、「代表者の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有する」ことがわかる書類（定款等）

(2) 交付申請書類（提出期限：別途お知らせします。）

- ① 交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書

(3) 状況報告書類（提出期限：令和8年10月30日（金））

- ① 状況報告書
- ② 実施状況書

※実施結果書（様式）を使用して補助事業の進捗状況を報告してください。

(4) 実績報告書類（提出期限：補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月30日（金）のいずれか早い日）

- ① 実績報告書
- ② 実施結果書
- ③ 収支決算書
- ④ 証拠書類

※補助事業の実績に関わる関係書類（成果物、実施状況の様子が見えるもの等）があれば添付してください。

※収支決算書の根拠となる支払を証明する書類（支払元・支払先、支払の内容・時期・金額がわかる書類）を提出してください。

- (5) 請求書類（提出期限：別途お知らせします。）
 - ① 交付請求書
 - ② 交付決定通知書及び額の確定通知書の写し
- (6) 変更交付申請書類（交付決定後、補助事業の内容を変更する場合）
 - ① 変更交付申請書
 - ② 変更後の事業計画書
 - ③ 変更後の収支予算書

10 留意点

(1) 補助対象事業について

- （補助事業者が市町以外の場合）本補助制度の性格上、関係市町と連携・協力して補助事業に取り組むことでその実施効果が上がるものと考えます。このため、補助事業者（市町以外）においては、関係市町に対し、事業実施前に事業計画について情報提供を行う・手順の助言を求める等、また、事業実施後に実施結果について情報提供を行う・周知の協力を求める等、関係市町と連携・協力しながら補助事業を実施するよう努めてください。なお、県としても、交付決定時等のタイミングで、関係市町（多文化共生施策担当課）に対し協力を要請する予定です。

- 「1 補助金の概要」に記載のとおり、本補助制度は「日本人と外国人が同じ地域で共に暮らす上での課題やニーズの解決等に資する取組」を対象とし、当該「地域」の範囲は市・町の区域よりも小さい区域を想定しています。一方、市域全体を対象とした取組であってもその内容が多言語のごみの分別カレンダーの作成等の場合には、取組効果が「地域」に還元されると考えられるため（地域における生活環境の保全、ごみステーションを共同で利用する地域住民同士のトラブル防止等）、補助対象事業として想定しています。

※したがって、市役所に多言語の庁舎案内サインを設ける等の取組は補助対象事業として想定していません。

本補助制度の趣旨に沿って「課題やニーズ」を適切に捉え、応募されるようお願いいたします。

- 政治活動・宗教活動を目的とするもの、公序良俗に反するもの、営利を目的とするものその他本補助制度の趣旨に照らして適当でないと考えられるものは補助対象外とします。

(2) 補助事業の実施期間について

- 補助対象経費として補助金（間接補助金）を計上する場合は、令和9年3月31日までに支出を完了させ、実績報告時に支出の証拠書類を提出してください。それ以外の経費についても、原則として同日までに支出を完了させる必要がありますが、同日までに債務が確定したことの証明ができる場合は補助対象経費として認めます。実績報告時には、当該証明書類を提出し、支出完了後に支出の証拠書類を提出してください。

(3) 補助額・補助対象経費について

- 補助対象経費のうち補助金（間接補助金）は、補助対象者が市町の場合にのみ補助対象経費として認めます。なお、間接補助事業者に補助金（間接補助金）を交付する場合は、間接補助事業者に対し、県から補助事業者に対して付すものに準ずる条件を付すとともに、県から補助事業者に対して提出を求める書類に準ずる書類を求めてください。
 - 応募書類中の補助対象経費について、事業の実施に要する経費でも本補助制度の趣旨を踏まえて一部を認めない場合があります（精査した金額の内訳については採択時にお知らせします。）。また、補助対象経費として認めるものの予算の都合により上限額よりも減額して内示する場合があります。
 - 国や市町、その他の団体等から助成金や寄附金その他の収入がある場合には、それを差し引いた額を補助対象経費（合計額）として扱います。
- (4) 補助事業の決定について
- 1 団体につき2つの取組まで応募することが可能です。2つの取組を応募する場合は、応募申込書に優先度の高い順から取組を記載し、事業計画書及び収支予算書をそれぞれ作成してください（申請書類・実施状況書類・実績報告書類も同様）。なお、応募総数の状況に応じて優先度の低い取組について評点を調整する場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (5) その他
- 「1 補助金の概要」に記載のとおり、「実施された補助事業はモデル的な取組として扱い、次年度以降、県において県内に広く周知し横展開を図る」こととします。周知は、実績報告書類のうち「②実施結果書」を用いて行いますので、あらかじめ御承知おきください（間接補助事業者から補助事業者へ提出され、さらに県に提出された実施結果書も同様とします。）。

II 問合せ先、提出書類送付先

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20

栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課協働・多文化共生室

TEL 028-623-3422

e-MAIL kyodo@pref.tochigi.lg.jp